

# 特定商取引法 訪問購入編

## 問題

訪問購入を行う営業員が、営業所や消費者宅等で行なう勧誘や契約について、問題にしました。特定商取引法に規定する訪問購入の知識を得ることで、ご自身の業務に生かせると考えています。ぜひ一度チャレンジしてください。

今回は、社員（営業員）になって半年くらいの新人が、訪問購入の勧誘から契約、第三者への転売までを行う状況を想定しています。ご自身におきかえて考えてみてください。

実際の事業内容等によっては、クイズの正答どおりでない場合もあります。その場合、法令等の定めを遵守してください。

〔設問 1〕 勧誘場所

あなたは、物品の購入を行っている〇〇株式会社の営業員です。

あなたが、物品の購入について消費者を勧誘する場合、特商法の規制対象である訪問購入にあたる勧誘場所はどれでしょう？

- ① 消費者の家
- ② 代理店
- ③ 屋台、露店

〔設問2〕 勧誘目的の明示

あなたは、消費者からの要請を受けて、消費者宅に訪問することになりました。

消費者宅のインターホンを鳴らしたあと、取った行動として適切なものは次のうちどれでしょう。

- ① 「〇〇リサイクルセンターです、衣類の買取りでお伺いしました。」と登記上の名称ではないが、消費者になじみのある通称を告げた。
- ② 「ご依頼のあった不用品の買取りでお伺いしました。」と告げた。
- ③ 「食器の買取りでお伺いしました、〇〇株式会社の△△です。」と告げた。

〔設問3〕 飛び込み勧誘

あなたの後輩である営業員が法律に違反する勧誘をしていたことが判明しました。

次のうち、訪問購入の「飛び込み勧誘」に該当するものはどれでしょう。

ア. 消費者宅に突然訪問し、「貴金属の買取りをしています。お話を聞いてください。」と尋ねた。

イ. 消費者に電話で、「詳しい話をしたいのでとりあえず訪問させてください。」と押し切って訪問の約束を取付けて訪問した。

ウ. これまで取引がなかった消費者宅に営業所から電話をかけ、「アクセサリーの買取りをしている事業者です。不要なアクセサリーがあれば、買い取らせてください。」と電話で勧誘した。

① アのみ

② アとイの2つ

③ アとイとウのすべて

#### 〔設問4〕 不招請勧誘

あなたが消費者から要請があつて消費者宅を訪問した際に、とつた行動として適切なものは次のうちどれでしょう。

- ① 消費者から「宝石の査定だけをお願いします。」と要請を受けて訪問したが、「ご依頼いただいた宝石の買取りについて、お話聞いていただけますでしょうか。」と伝え、査定だけでなく買取りの話を進めた。
- ② 消費者から「時計の買取りをお願いします。」と要請を受けて訪問し、時計を買い取った後、「いらぬ宝石もあれば、売ってくれませんか」と、その他の物品について更に勧誘した。
- ③ 消費者から「宝石の買取りをお願いします。」と要請を受けて訪問し、買取りに関して説明を行う前に「ご依頼いただいた宝石の買取りについてお話聞いていただけますでしょうか。」と伝えた。

〔設問5〕 再勧誘の禁止等

「お断りします」と消費者に断られたときにとった行動として、特商法に違反する行為は次のうちどれでしょう。

- ① 消費者が「売りたいくないです」「関心ありません」と言った場合は、契約締結の意思がないことを明確に表示したことになるので、以降の勧誘はやめた。
- ② 金のネックレスの買取りについての勧誘をした際に、消費者から「うちは貴金属は売りません。」と言われたので、当該ネックレスの勧誘はやめたが、それ以外の貴金属については引き続き勧誘した。
- ③ 「買取は希望しません。」と言った消費者に対し、その後改めて訪問して勧誘したり、同一会社の他の勧誘員が勧誘を行ったりしない。

〔設問6〕 迷惑勧誘知

同業他社の営業の内容を聞くと「迷惑勧誘」ではないかと思われる勧誘が多くありました。

次のうち、訪問購入の「迷惑勧誘」にあたる可能性の高い勧誘行為はどれでしょう。

ア. 午前7時に消費者の家に勧誘の電話をした。

イ. 貴金属の商品を買取るために、3時間ほど消費者と商談した。

ウ. 購入自体は15分で終了したが、消費者が事業概要について説明するよう求めたため、1時間ほどその場に留まり説明をした。

① アのみ

② アとイの2つ

③ アとイとウのすべて

〔設問7〕 不実告知

消費者に対する説明で、「不実告知（嘘を告げること）」に該当するものは、次のうちどれでしょう。

ア 材質の検査結果を確認した上で「この指輪の金はメッキなので購入価格が低くなってしまおう。」と告げる。

イ 「今だけ特別キャンペーンで高価買取している。」と告げて通常の価格で買い取る。

ウ 消費者に「契約締結をしたら、クーリング・オフ期間内であってもすぐに物品を引き渡さないといけない。引き渡さないで、損害賠償を請求させてもらうことになる。」と告げる。

① アとイの2つ

② イのみ

③ イとウの2つ

〔設問8〕 書面の交付

訪問購入の「申込・契約書面」の記載内容について次のうち不適切なものはどれでしょう。

- ① 法人で、屋号は〇〇リサイクルセンターだが、申込・契約書面上には、登記簿上の名称を記載する。
- ② 電話番号については確実に連絡が取れる番号を記載する。
- ③ 茶色の皮ベルト、文字盤の「2」の部分に傷がある腕時計の特徴について、「茶色の腕時計」と簡略的に記載する。

〔設問9〕 物品の引渡しの拒絶に関する告知

クーリング・オフ期間内に、消費者から物品の引渡しを受ける際に、購入業者がとった行動として、適切なものは次のうちどれでしょう。

- ① 「契約は成立しているので、クーリング・オフ期間内であっても、いったんは物品を引渡してもらいます。」と消費者に言う。
- ② 「クーリング・オフが出来る間は、契約上の物品引渡期限が来ても、物品の引渡しを拒むことができます。」と消費者に言う。
- ③ 「クーリング・オフ期間内であれば、消費者は物品の引渡しを拒絶できる」旨が記載されている申込・契約書面を交付しているので、物品の引渡しを受ける際に、購入業者が消費者に改めて告げることはない。

〔設問10〕 物品の引渡しに関する通知

クーリング・オフ期間中に購入業者が消費者の買取品を第三者に引き渡した場合に購入業者がとった行動として、適切なものは次のうちどれでしょう。

ア 消費者に、引き渡し先の名称、住所や引き渡し年月日をはじめとした法定事項を通知する。

イ 第三者に、クーリング・オフされることがある旨を書面で通知する。

ウ 契約締結時に書面を交付しているので、消費者にも第三者にも、クーリング・オフ期間について、あらためて通知等を行わない。

① アのみ

② アとイの2つ

③ ウのみ